

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第58号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第45号中「91, 200」を「93, 800」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。